

第5章 文化財の保存と活用に関する将来像

1 バランスの取れた文化財の保存と活用

文化財の保存と活用は車の両輪であり、文化財保護の未来へ向けてバランスの取れたものとすべきであることはすでに述べてきました。本章では、「保存と活用」を不可分なものとして一体的に扱います。

(1) 持続可能な文化財の活用と地域社会の役割

昭和47年(1972)にユネスコで世界遺産条約が採択されてから、半世紀が過ぎました。令和7年(2025)7月現在、196か国が締結しています。日本も平成4年(1992)にこの条約を批准し、文化遺産及び自然遺産の保護に積極的に貢献しています。

各国は、国際的な観点から価値があると考える自国の遺産を推薦し、諮問機関による学術的な審査を経て21か国で構成される世界遺産委員会において価値や保存管理体制が認められれば登録が決定されます。令和7年(2025)7月現在の世界遺産は、文化遺産952件、自然遺産231件、複合遺産40件を含む1,223件に上り、そのうち日本からは文化遺産21件、自然遺産5件の計26件が登録されています。

しかし、世界遺産登録地の中には、登録後の観光客の急増に伴うオーバーユースや無秩序な周辺の開発によって、環境や景観が悪化するところも目立ち始めており、世界遺産と持続可能な観光活用のあり方が課題となっています。

平成24年(2012)11月、京都で行われた世界遺産条約の採択40周年記念行事の最終会合では、世界遺産条約のこれまでの成果を確認しつつ、世界遺産を取り巻く現状及び今後の課題について幅広い議論が行われ、その結果が「京都ビジョン」として取りまとめられました。

「京都ビジョン」は、世界遺産条約の40年の成果を評価し、その上で持続可能な地球と世界遺産の役割や経済的・社会的貢献の可能性、そのために重要な世界遺産に係るコミュニティの役割を整理するとともに、国際社会に具体的な行動を呼びかけるものとなりました。

この中で、「我々は、世界遺産条約の履行において(中略)地域社会と先住民を含むコミュニティが重要な役割を果たしていることを何度でも強調する。」として持続可能な遺産の保存のためには、地域社会の積極的な参画が必要であることを強く訴えています。

これまで文化財保護の担い手は、個人や住民自治会や地方公共団体、寺社及び氏子・檀家、保存会などの組織、すなわち「地域社会」がそのもっとも基本的なものであったといえます。

しかしながら近年は、少子高齢化の影響などもあり、住民自治組織や檀家、氏子組織の弱体化、後継者の不存在などが進行し、長年継承されてきた行事や芸能などの続行が困難となる事例がみられたり、歴史的な建造物の管理が不十分となったりしてきています。

もし、この状況を乗り越えることができなければ、千年単位で受け継がれてきた知恵や知識が途絶えてしまうという危機感を、文化財行政はもちろん、地域社会全体で共有しなければなりません。

文化財は、識者による「価値付け」だけで保護することは不可能であり、地域社会をはじめとする様々な機関、組織によるたゆまぬ努力や工夫が必要です。

「京都ビジョン」で、「local communities」と複数形で表現されているように、「地域社会」

の枠組みには、地方自治体や住民の自治会など、従来型の組織以外の団体や個人、例えば、民間企業、大学などの関与が今後一段と重要となってくるものと思われます。

今、文化財行政に、その仕組み作り仕掛けづくりが求められているといえます。

持続可能な活用に関して、もう一つ注目すべき要素があります。平成27年（2015）9月の国連サミットで採択されたSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」です。これは、国連加盟193か国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

平成28年（2016）10月、ユネスコ事務局でもSDGsの実現に取り組む方針が示されました。

「京都ビジョン」で、持続可能な地球と世界遺産の役割や経済的・社会的貢献の可能性が示されたことに加え、社会全体で地球規模の取組の必要性が謳われたことの意味は大きなものがあるといえます。

以下に示した3つの目標は、文化財保護と密接に関係する目標ですが、これ以外の取組も決して無関係ではありません。文化財やこれを取り巻く自然環境の将来像を考えると、等閑視することのできない私たち一人一人が考えるべき行動目標だといえます。

文化財保護と密接に関係するSDGsの目標



～すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する～

ターゲット 4.7「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献」



～すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する～

ターゲット 8.9「地方の文化振興」や「持続可能な観光業の促進」



～都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする～

ターゲット 11.4「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」

このように、文化財の活用において「持続可能」であることは、極めて重要なキーワードであることがわかります。文化財は「祖先から託された宝物」であると同時に、「子孫から借りている財産」でもあります。借りている財産には利子をつけて返すのが道理です。まして「使いきり」はありません。

一方で、文化財を守り伝えるためには、市民に「知っていただくこと」や「価値観」や「守る心」の共有がどうしても必要です。文化財の活用は、守り伝えるためにあるのだということ、バランスの取れた活用であらねばならないことを忘れてはなりません。文化財保存活用地域計画は、これを保障するものであると位置づけています。

(2) 白岡市における文化財保存・活用の将来像の設定と共有

白岡市の文化財保護行政は、第1期計画の作成にあたり、文化財の保存と活用に関する白岡市の将来像を「郷土の文化財に親しみ、理解し、みんなの力で守り伝える活気あふれる歴史文化都市」に定めました。そして、将来像を共有し、その実現と地域一丸となって進むためのスローガンとして「地域の文化財を地域の手で守る」を掲げています。

この将来像とスローガンは、当市の第6次総合振興計画と第3期教育振興基本計画に示された基本理念「郷土の文化財に親しみ、理解し、市民の力で守り伝える活動の推進」と合致するものであり、引き続き、本計画の将来像とスローガンとして定めます。

◎ 将来像

**郷土の文化財に親しみ、理解し、みんなの力で守り伝える
活気あふれる歴史文化都市**

◎ スローガン

地域の文化財を地域の手で守る

2 「白岡遺産」による市民提案型文化財保護制度

(1) 「白岡遺産」制度創設の背景

本計画のスローガンとした「地域の文化財を地域の手で守る」ためには市民が地域の文化財を守るための制度が求められます。

地域の伝統文化や祭礼・年中行事などは、市民の手によって守り伝えられてきました。地域の方々が地域の伝統文化を大切だと感じ、積極的に守り伝えていこうという意識を持たなければそれらはやがて失われてしまいます。

天王様やオシシサマなどの祭りは、比較的しっかりと伝えられていますが「庚申講」や「稻荷講」など地域の小集団によって守られてきた行事は、担い手の高齢化やコミュニティの希薄化とともに激減しています。比較的しっかりと伝承されてきた祭りですえ内容の変容、簡略化などが心配され、これらを最小限に食い止めることが大きな課題です。

伝統行事が維持されていくことの意義や維持することのメリットを感じられないことも大きな原因のひとつです。

別角度から見ると行政、地域、地元企業や関係団体などそれぞれの活動が連動しておらず、十分な効果が上げられていないことも課題です。

行政が主体的に行うべき取組と、地域が主体となって行う取組それぞれが大切です。両者が呼応し相乗効果を上げていくこと、これに地域企業などが協賛することで伝統と新風が融合した新たな文化の創造を支援すること、それを担う組織と制度が必要とされてきました。

(2) 「白岡遺産」制度と白岡遺産保存活用市民会議の役割

第1期計画において、市民提案型の文化財保護制度として「白岡遺産」制度を提唱し、その創設を目標としました。そして、第1期計画期間中に制度の創設を果たしています。

「白岡遺産」制度とは、白岡市の歴史文化を象徴し、「白岡市民として誇りうるもの」、「守り伝えてゆきたいもの」を一体的・総合的に守り伝えていくための方策の一つとして、市民なら誰でも関連文化財群を提案することができる仕組みのことです。「白岡遺産」の対象となるものは、既に指定されている文化財はもちろんですが、未指定の文化財や、伝承・伝説、ふるさとの自然や気候風土、文化財を支える人々の活動など、これまでの「文化財」の概念を超え、市民が守り伝えたいと考えるモノ・コト・トコロなど、様々なものが含まれる可能性があります。これらをストーリーやキーワードで結び、保存・活用の対象とし、複数の市民からなる保存団体を組織し、どのような活動を行い、どのように保存・活用していくのか具体的な「事業計画」とともに「白岡遺産」として申請します。この申請を受けて、内容を審査し認定する機関として民間団体の白岡遺産保存活用市民会議が存在します。

白岡遺産保存活用市民会議の必要性と役割についても第1期計画において提言しました。第1期計画に基づき、令和5年(2023)7月に白岡遺産保存活用市民会議を設立しました。白岡遺産保存活用市民会議は、市民団体からの申請を受けて、その内容を審査し、「白岡遺産」として認定するほか、団体活動の支援、文化財の活用に関する提案、まちづくり団体等との連携・調整、情報発信及び「白岡遺産」の守り手同士の連携や包括的な保存・活用の取り組みなどを行います。

本計画で掲げた「地域の文化財を地域の手で守る」ことを実践するために、「白岡遺産」制度とそれを担う白岡遺産保存活用市民会議の存在は必要不可欠なものです。

今後、白岡遺産保存活用市民会議が、市観光協会や商工会等と連携し情報発信や必要に応じて文化財の保存・活用を取り込んだまちづくりや地域おこしに資する事業提案を行うことができるような組織となれば、市民の提案をさらに発展させ、地域づくりにまで高めることが可能となり、市民の理解促進にもつなげることができるでしょう。

行政側は、提案を行おうとする市民に対する申請事務等の支援や保存に関する必要な助言を行うとともに、文化財所有者(管理者)との連絡調整や、白岡遺産を構成する関連文化財群等との関係、指定文化財との関係などについて多角的に検討し文化財施策に反映させるなど、行政として必要な支援策の検討を担います。

今後、市民が提案する「白岡遺産」を増やしていくことを目標とします。そのことによって、関連文化財群を守ろうとする人たちや組織を増やしていくことで、市民と協働での文化財保護を根付かせることができるからです。

「白岡遺産」制度は、従来型の指定文化財制度を補完する制度として、今後の白岡市の文化財保護を支える仕組みであると認識しています。十分な検討を行い制度に関する共通認識を広め、市民とともに着実な展開を模索していくよう配慮します。性急な展開を求めず、しっかりとしたルールを定めて確実に実施に移していくものとします。

将来、市民の皆さんが何かしらの「白岡遺産」の保護に関わっています、という社会になれば、そのとき、白岡市は、真に「地域の文化財を地域の手で守るまち」になれたということができるでしょう。



白岡遺産制度の概要